

論文

児童福祉の観点から見た戦争孤児問題の再検討

佐々木 剛

Reexamination of the solution to the war orphan problem from the perspective of child welfare

SASAKI, Tsuyoshi

【Abstract】

The purpose of this study is to clarify the history of the treatment of vagrant children, called "war orphans," who slept in the vicinity of Ueno Station in Tokyo during the ten years after the end of World War II (Pacific War). For this purpose, I carefully examined the records in the 80th, 100th, and 120th anniversaries of the "Tokyo Metropolitan-Yoikuin", the Monthly Report on the History of the "Tokyo Metropolitan-Yoikuin" and the "Aijino-ie" Histories, as well as the descriptions in publications on "war orphans. As a result, it was found that the role of the "Tokyo Metropolitan-Yoikuin Foster Home" was affected by the difficulty of communication between the "Tokyo Metropolitan-Yoikuin Foster Home", which was the main body of activities, and the related departments. In addition, there was a lack of clarity regarding where responsibility lay for the protection and treatment of war orphans and other juveniles.

Because of the cruelty of the war orphans' experiences, it is difficult for them to tell their stories within their families, and some people feel that they will not tell their families about their experiences and will take them to their graves. Seventy-six years have passed since the end of the war, and those who have experienced it are aging, making it difficult to tell their stories and to listen to them.

This study reexamines the significance of passing on the stories of the tragic experiences of the war to the next generation from the perspective of child welfare.

Keywords: War orphans, Support system for the needy, Handing down the experiences, Child care

キーワード：戦争孤児、窮民援護体制、体験の語り継ぎ、児童養護

本研究の目的は、第二次世界大戦（太平洋戦争）終了から十数年の間に東京の上野駅周辺を寝場所とする「戦争孤児」と呼ばれた浮浪児に対する児童養護の過程で実施された処遇の経緯を明らかにすることである。そのため、「東京都養育院80年史、同100年史、同120年史」、及び、「東京都養育院史月報」、さらに「愛児の家史料」に記載される記録や「戦争孤児」に関する出版物の記述を精査した。その結果、東京都養育院の果たした役割には、活動の主体

となる東京都養育院と関係部署の間で意思疎通の難しさがあったことが分かった。また、「戦争孤児」等の少年保護、処遇の進め方に関して、その責任所在が不明確であることが分かった。

戦争孤児体験はその体験の残酷さゆえに「家族内での語り」が難しく、「家族にも話さず、墓場まで持って行く」との思いを持つ人がいる。戦争終了から76年の時間を経て体験者は高齢化しており、語りの実施や、聞き取りも難しくなっている。

本研究は、「戦争」の悲惨な体験の語りが次世代に継承されることの意義を児童福祉の観点で再検討した。

1. 問題の背景

敗戦という第二次世界大戦（太平洋戦争、以下「第二次世界大戦」とする）の終焉は、日本に於ける明治期以降の価値観と社会制度を大きく変えた。とりわけ児童福祉法の制定は、児童養護に関する諸施策に関わる画期的なものだった。しかし、空襲等で、一夜にして親族や家族を亡くした「戦争孤児」を浮浪児対策とする収容の行為は多くの孤児の心に禍根を残した。その悲惨な体験をした子どもたちも、その戦禍から76年もの時間を経ており、その多くが鬼籍に入っている。

「駅構内を根城にする浮浪児の仲間に加わり、法界院の進駐軍キャンプに盗みに入って捕まった私は、警察から児童相談所に送られた。いっしょに捕まった仲間たちは次々に脱走していったが、私はそうしなかった」（森下陽，1992，p.9）。これは著者自身の体験を基に書かれた「戦争孤児」に関する書籍の一部である。

本稿は、今から76年前となる第二次世界大戦終結後、国内にあった「戦争孤児」の収容と、受け入れ口となった施設の記録を通して、児童福祉法制定前後の児童養護と、当事者の体験を「語り継ぐ」、世代間交流概念に内包する世代性継承について再検討する。

1) 戦争孤児に関する先行研究

逸見勝亮（1994）は「日本の教育史学」で、「浮浪児・戦争孤児は憐憫・保護の対象であったと同時に、多くの場合取締りの対象でもあったのである。戦争孤児の存在が『おとなたちへの批判』であったというよりは、おとなたちは孤児たちを蔑みかつ恐れたのではなかったのか。『戦争の最大の被害者』は戦争で殺されたひとびとである」と述べ、社会関係での子どもの立場と、周囲の大人との関係に触れている。また、一番ヶ瀬康子（1994，p.184）は『社会福祉の歴史研究』で、明治期から昭和期にかけて果たした東京都養育院（以下、養育院とする）の処遇について、その役割を評価している。一番ヶ瀬は、「社会福祉に於ける処遇について如何なる視座で捉えるかということが重要な問題となる」との見解を述べている。すなわち、「戦争孤児」に関する処遇を考える場合、日清・日露戦争終了後の軍人に限定された処遇とは異なった大局的な見地から見た窮民救済と併せて、戦後日本再建の理念下の人権概念確立の経緯を再考する必要がある。なぜならば、この戦後処理の最大の課題の一つであった街に溢れる孤児を収容する「狩り込み」が実施されたからである。

この処遇に関して、土屋敦（2014, p.222）は、対象となった子どもたちは「家のない児童であり、はじき出された子ども」であったとして「家出児童」と「戦災孤児」の関係を処遇の観点から児童養護の概念を論じている。一方、藤井常文（2016）は、東京都の台場と八丈島に「島流し」のための少年施設が作られていたことを東京都民生局資料、及び、警視庁東京水上警察署の資料から示し、「狩り込み」は施設収容の考え方の根底に、行政側の治安維持と浄化の考えがあったとの見解を示している。さらに、この時代背景を、統治者としてのGHQと、その指示を受ける東京都、及び、警視庁等治安対策本部の動きについて、岩永公成（2002）は保存されていたGHQ文書から「治安維持と浄化は連合軍PHW（公衆衛生福祉局）とGHQ（連合軍最高司令官総司令部）が関与している」と述べている。このGHQによる連合軍の施策について、駒崎道（2017, p.105-133）は、「全国の少年浮浪児対策はGHQの意向によって進められてはいるが、司法省と厚生省の意思統一が難しく、すべてGHQの意向通りではなかった」と指摘している。すなわち、児童福祉法制定前の一時期に東京都養育院の下で実施されたこの処遇は、一時保護の名の下の行為ではあったが再生日本が作った児童相談所の起源であり浮浪児矯正収容の歴史であった（藤田恭介, 2013・2017）。

2) 日本の社会福祉と救済制度に位置する養育院の役割

東京都養育院史によると、養育院は「明治の初め、首都東京の困窮者、病者、孤児、老人、障害者の保護施設として設立された」。また、当初の養育院は明治期以前に江戸幕府の貧民救済資金「七分積金」により運営されていたと記載されており、その経緯に渋沢栄一の功績が記載されている。また、昭和期の記述には養育院が、困窮者、及び、病者保護事業と徘徊少年の収容事業以外に、第二次世界大戦の空襲で家族離散した孤児や、路上生活を送る浮浪児、国外で孤児になった引き揚げ孤児の収容等の「戦争孤児」の収容が主な業務になっていたことが記載されている。

戦後日本の社会福祉事業を語るとき養育院が果たした役割は大きい。一般的に、第二次世界大戦以前の日本は大家族の考え方が強く、「家長のもとに集中される家族主義」（神島二郎, 1961, p.26）が尊重された。このことから、一般的な窮民はそれぞれの大家族によって保護された。また、戦地での負傷を受けた傷痍軍人家族は寺脇隆夫（2005）が述べる「帝国軍人会による廃兵遺家族援護事業」で保護されたが、第二次世界大戦前の日本における都市部の路上生活者は、養育院に収容されることで救済されていたと言える。この救済が十分とは言えなかった処遇が、第二次世界大戦終了後の浮浪者収容の名の下に行われた「戦争孤児」収容だった。そして、その役割が当時の養育院に当てられたのであった。

3) 語り継ぎが難しい戦争孤児体験

「東京の石神井学園、同じく中野愛児の家、大山養育院、名古屋の千種学院、ほう、ずっと飛んで長崎の聖母の騎士、熊本敬愛学園、広島草津太陽の家という具合じゃ（後略）」。これは、森下陽（1992）の著書『丘の雑草たち』で表現された「戦争孤児」収容の記述である。

また、石井光太（2017）は、上野駅地下道に居住する「戦争孤児」の様子を『浮浪児―戦争が生んだ子どもたち 1945 -』として戦争孤児体験者の実情を紹介している。

戦争孤児の体験記憶を語り継いでいる星野光世（2017）が発表した『もしも魔法が使えたら 戦争孤児 11 人の記憶』に寄稿した山本麗子は、「狩り込まれた後、トラックに乗せられ山奥に棄てられた」体験を綴っている。また、金田茉莉（2002）は、『東京大空襲と戦争孤児―隠された真実を追って―』で当時の体験を物語ると同時に、当時の記録に記載されている戦争孤児に関する数の不正確さを指摘している。さらに、本庄豊（2016）は実際の調査を基に著述された『戦争孤児―「駅の子」たちの思い―』で、当時の「戦争孤児＝駅の子」と呼ばれた孤児たちは犯罪少年として扱われたことを指摘している。すなわち、戦争孤児体験を語ることは、当事者にしか分かり得ない難しい負の体験をさらけ出すことであり、その真実は、当事者にしかわかり得ない出来事なのである。この「語ることの難しさ」に対して、本木キサ子（2021）は「話せない戦争体験」と題して、『空襲被害を伝える声』に「みんな親が残った人たちには想像できない壮絶な人生を歩んでいる。『戦争体験話して』と言われるけど、あの体験話せないんだよね」とその体験の深さと喪失感を述べている。

「戦争孤児」の処遇は戦後最大の課題の一つであった。「狩り込み」は、街に溢れる浮浪児保護の名目の下に実施された処遇であった。このような処遇体験は、体験記として語られるには悲惨な内容であり、「語り」としては小説等に頼らざるを得ないのである。

4) 戦争孤児体験と世代間継承との関係性

本稿は、戦争孤児収容に関する課題を「語り継ぐ」ことを主眼としている。ここで、この「語り継ぐ」ことに内在する世代性とは、E.Erikson（1997）が述べた生涯発達論で使用される第7段階GENERATIVITYの訳語に当たる（佐々木, 2018）。この第7段階について、E.Erikson（1997）は、成人期が次世代を育むことの心理・社会的発達時期であるとした世代継続生成性について、その社会的・文化的継承を語っている（E.Erikson, 1997）。

一般的に親世代、祖父世代から文化的・社会的経験の伝承は家族や地域を主体として行われる。しかし、戦争孤児体験の語りには、その体験の悲惨さゆえの難しさが存在する。

このことに関して、McAdams & Aubin（1992）と Kotre（1998）は、世代間継承に生ずる「語りの抑制」には、「負の体験伝承を分断し、自らを賭して世代間の継承を制御しようとする」緩衝の状態が存在することを指摘している。すなわち、本研究で扱う親や家族から離散し、路上生活や浮浪生活をしなければならなかった「戦争孤児」の問題は、世代間継承に内在する緩衝という側面を持ちつつ、児童福祉法成立前過程に潜む矛盾克服の側面も見えてくる。本稿では両面を対比しつつ、さらなる検討を進めて行く。

2. 目的、及び、方法

1) 目的

(1) 本研究では、「戦争孤児」について、「東京都養育院」が果たした役割を、保存資料、及び、

文献により孤児の処遇を主とする戦後処理の経緯を世代間交流研究として「語り継ぐ」ことの意義を探る。

(2) 得られた結果を基に、「戦争孤児」という体験が「家族にも話せない」複雑、かつ、残酷なものであった負の体験であったことを明らかにする。また、そこには「語り継ぐ」ことが難しい世代間緩衝の問題が残ることを検討する。

2) 研究方法

(1) 先行研究から「戦争孤児」と「戦災孤児」について記述の違いを整理し、そこから得られる「戦争による被害者としての孤児」について「戦争孤児」を定義する。

(2) 文献や資料から、当時、行われた「戦争孤児」収容について、児童保護、及び、処遇の観点から分析し、「戦争孤児」体験の実情を検討する。

(3) 主たる分析の対象文献は次の通り

ア 東京都養育院 80 年史・100 年史・120 年史

イ 東京都養育院史月報（戦後編）

ウ 戦争孤児関係資料集成『「愛児の家」史料』全 5 巻

3. 結果

1) 養育院史に記録されている「戦争孤児」

現在、東京都養育院史には三種類の院史が編纂・刊行されている。この三史に記述される「戦争孤児」に関する記述を比較すると、次の三点が明らかになる。①「狩り込み」と表記される「戦争孤児保護事業」の表現が異なる。②戦後期の混乱のためと思われるが、それぞれに記載される数値に違いがある。③昭和 20 年 12 月 15～16 日に実施された「狩り込み」の記述が、「100 年史」と「120 年史」では異なり、「100 年史」が詳しく記述している。さらに、月報に掲載された収容者数を整理すると、「戦争孤児」収容・出院数の外、収容者の逃亡や死亡の状況が明らかになった。このうち、1945 年から 1950 年の値を整理すると表 1 が得られる。収容数では、収容開始の 2 年目の 1946 年が高い数値を出している。同時に、この年から 1948 年にかけて収容した者の、通常の出院数に比べ逃亡する数が多く、「逃亡率」が高

表 1 東京都養育院 1945～50 年度収容状況一覧

年度	入院数 (人)	出院数 (人)	無断出院数 (人)	死亡数 (人)	逃亡率 (%)	死亡率 (%)
1945	4,603	1,131	934	1,152	15.9	26.4
1946	11,442	2,663	6,701	2,072	48.9	15.1
1947	4,402	2,496	2,110	695	31.6	10.4
1948	2,630	760	1,191	436	29.8	10.9
1949	1,164	381	400	329	14.4	11.8
1950	1,152	347	198	296	7.0	10.5

注 『養育院 120 年史』 p. 487 「主要諸統計」から引用。率の求め方は不明である。

いことが判明する。また、年度内の収容者数の変動を見ると、収容者の多数が夏場に多く収容されるが、冬場には逃亡することが分かる。すなわち、狩り込みは「収容と逃亡」を繰り返していたことが伺える（図1）。さらに、この養育院の史料を補足するため『愛児の家史料』に記載される養育院経験者の動向を探ると、同施設収容者148名（昭和22年当時収容と見られる児童数）中48名が、養育院収容・保護の扱いを受けている。

三種の養育院史で「戦争孤児」の扱いは異なり、掲載される写真等の数も異なる。三種のうち「100年史」が資料豊富で、「狩り込み」に関して、トラックを使った収容の様子が「100

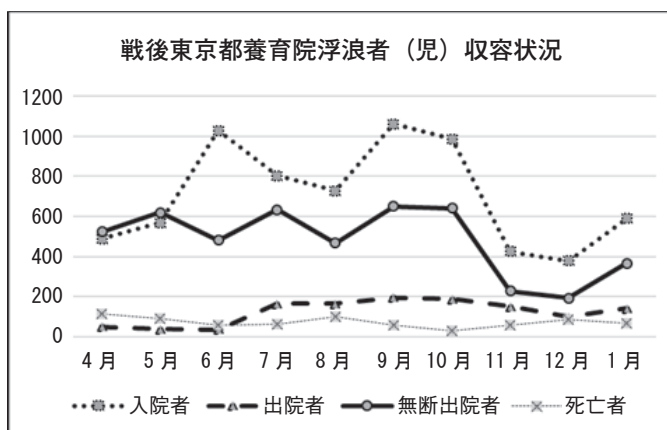


図1 1946年「収容状況」

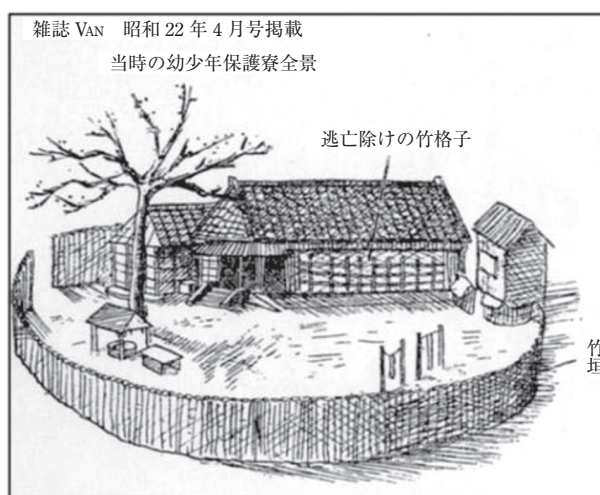


図2 当初の東京都養育院「幼少年保護寮」

『東京都養育院100年史』から引用

年史」に掲載されていた。また、図2に示されるように、収容された孤児の脱走を防ぐために窓を格子で覆い、周囲を竹垣で囲むなど収容施設としての対策をしていた。

1946年（昭和21年）10月末の「戦争孤児」収容状況を読み取ると、養育院に収容している子どものうち「戦争孤児」対象者は当時の全体収容者の72%（表2）であることから、東京都養育院の主たる業務が「戦争孤児」対策となっていたことが伺える。養育院120年史には処遇に関して、「都では、さらに1946年から浜川寮をつくり、労働可能者を収容するほか、養育院を拡充して、これらの人を収容し、さらに収容者に対しても、授産補導、就職の斡旋、教化、慰安、保健などに力をそそいだ」と書かれ、また「児童の悪化の温床と言われていた上野地下道や、その付近をはじめ、浅草その他都内一円にわたって何回か一斉収容を行い、養育院その他民間委託35施設に収容保護を行った。1947年1月ころにはその数2,800人余りに及んだ」とあった。さらに、この時期の月報を判読すると、収容した「戦争孤児」を別の場所に移管する必要が生じその移管先を検討したことが分かる。しかし、これは反対があって頓挫しているが、このことに関する公の記録はこれだけで、それ以上の記録は、当時の新聞記事以外にない。

表2 「養育院収容者施設分類」
1946年10月末の収容者数による

組織分類	収容先と名目	収容人数	
本院	旧本院跡	板橋本院（旧本院跡） 戦災孤児及浮浪児	207
		板橋本院（旧本院跡） 浮浪者	897
	大山寮	板橋本院（大山寮） 病者	271
		板橋本院（大山寮） 乳幼児	71
		板橋本院（大山寮） 不具疾病者及浮浪者	560
	栃木分院	塩原	栃木分院（塩原） 老廃者
栃木分院（塩原） 精神薄弱者			76
那須		栃木分院（那須） 引揚島人	146
石神井学園	石神井学園 学齡児童	435	
安房臨海学園	安房臨海学園 虚弱児童	159	
長浦厚生農場	長浦厚生農場 精神薄弱者	60	
八街学園	八街学園 浮浪児	38	
合計数（人）		2,966	

注 網掛け部分の合計が全体の72%となる。

2) 厚生省統計数値「戦争孤児」との比較

1948年（昭和23年）、厚生省は、全国児童相談所を総動員した日本国内の「戦争孤児」の調査を行った（図3）。警察庁の調査（警察庁犯罪統計書）では「戦災浮浪児収容保護」となっている。この数値は、東京都養育院月報、厚生省、警察庁・警視庁、東京都・区役所の統計に掲載されるが、統計に一致しない部分があることも分かる。この統計では戦争孤児の分類で親戚縁者や外国人に引き取られた子どもの数が除かれていた。また、沖縄県そのものが統計から除外されていた。さらに、「戦争孤児」に関する表記も「戦争孤児」や「戦災浮浪児」となっていて、その定義に違いが見られた。

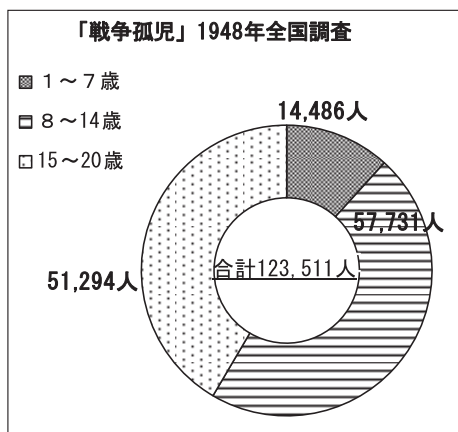


図3 1948(昭和23)年「厚生省調査結果」金田茉莉『東京大空襲と戦争孤児』影書房(2002)と、他の資料を基に筆者が作成。

3) 「愛児の家」史料に記録された戦争孤児体験

「愛児の家」史料に記載される昭和22年当時に同施設に収容された保護児童を分析すると表3の結果を得た。養育院月報には収容数、及び、逃亡者数が掲載されているが、収容者の保護先は詳しく記載されていない。保護児童の大多数は一時保護所に収容された後に養育院の下部組織となる石神井学園や萩山学園に収容された。この愛児の家の記録には養育院から数回逃亡したことが当事者の声として記録されている。史料には孤児数が287名記録されているが、判読できる児童数は262名であった。このうち戦災により孤児となり上野駅周辺で浮浪生活をしていたと思われる昭和22年当時の収容児童は148名と推定される。

ある児童は「横浜から上野駅に来た。連れてきた友だちは上野には何度か来ていたようで、色々教えてもらったが地下道の両側に浮浪者が様々な格好で500人位いた」と作文に書いている。児童の作文等は、児童の生活が安定した頃に書かれたものであったが、浮浪生活について直接的な記述をした者は6名であった。

表3 「愛児の家」児童収容状況
「浮浪児」収容施設としての「愛児の家」の記録
「1945年8月～1947年12月の収容児童数と動向」

調査項目	男	女	不明	計
性別	29	14	105	148
個別の分析結果(148名) 単位(名)				
養育院収容経験者	13	2	33	48
萩山学園経験者	5	1	3	9
石神井学園経験者	3	0	9	11
久留米学園経験者	1	1	7	9
宇佐美学園経験者	1	0	4	5
八街学園経験者	3	0	2	5
安房学園経験者	1	0	0	1
上野駅・周辺生活経験者	7	2	22	31
他の駅(池袋、新宿等)	3	1	4	8
その他浮浪経験者	2	1	4	7
家族・親族への引取	6	3	17	26
他施設への移送	0	0	6	6
占領軍施設勤務経験者	3	1	18	22
就職者(住み込み含)	5	2	1	8
行方不明(逃亡者含む)	6	2	16	24

※「史料」掲載児童287名中、感想文のみの24名と、不完全な1名計25名を除いた262名から、1945年8月から1947年12月までの105名の収容児童と、収容時期は不明だが名簿の順番等で、同時期と見なされる41名の収容児童を加えた合計148名を分析対象とした。

4. 考察

1) 再検討すべき混乱期の治安対策過程

東京都養育院史の記述から「戦争孤児」収容実施計画は、1945（昭和20）年9月20日の東京都教育局、戦災孤児等保護対策要綱により実施されていることが分かった。背景にはGHQの存在と当時の厚生省の施策がある。1948（昭和23）年2月1日に発表された数値は、児童委員による厚生省孤児一斉調査数であるが沖縄が除かれている。理由は、沖縄が日本統治下ではなかったためである。沖縄を加えると戦争孤児数は大幅に増加する。

1945（昭和20）年から始まった「戦争孤児」収容計画は、明治時代からあった浮浪児（者）対策の延長であり、その根底には治安上の防犯意識があったと考えられる。養育院は、その存在の意義として窮民救済の制度により児童福祉法成立前の少年鑑別の役割を担った。しかし、児童福祉法制定前のこの空白の時期に実施された処遇に関して再考すれば、当時の東京都や国など上部機構は、GHQの意向との板挟みを受けたであろう。このことは、司法等関係部署との調整が困難であったためとは言え、それまで続いた窮民救済とは異なる論理が優先され、子どもの生存権が無視されている。すなわち、このことは、治安対策と防犯論理を名目とする強権構造ではなかったのかとの疑問が残る。そしてこの決定は、山本（2017）が綴った「狩り込み後、トラックで山に棄てられた子ども」を発生させ、結果的に、「戦争孤児」を犯罪者とした処遇事実は、「誰にも語ることでできない」負の体験となり、体験者の人生に多大な影響を与えたのである。

2) 児童養護で果たした養育院の役割と、戦争孤児収容における人権課題

東京都養育院史によると、その設立の原点は「松平定信の思想による戦前までの精神的支柱」であり、我が国でもっとも古い公立の施設であるとともに、いわゆる日本の救貧院ととらえるものである（一番ヶ瀬康子，1994）。養育院以外にも、いくつかの民間による施設は存在した。土屋敦（2014）によれば、この民間の施設は、「近代日本における社会事業の形成が（中略）、米騒動や関東大震災など、『非常時』において生じる社会問題への対処と社会秩序の再興」に通じた役割を担っていて、養育院の果たす役割と共通するものがあつた。この背景には、明治期以降のセツルメント概念や「日清・日露戦争による戦死者家族救済に対する国としての事業」があつた（寺脇隆夫，2005，p.38）。すなわち、十分とはならないまでも貧窮対策として官民の自然な役割分担がなされていたと考えられる。しかし、第二次世界大戦後の「戦争孤児」問題は、日清・日露の比ではなかつた。

養育院120年史によると、1946～47年の間の収容数は、「狩り込み」による収容者の増加のほか、病者の死亡、無断出院（逃亡）の数が入り乱れて正確な収容者の把握が難しいが、保護機能として授産補導等を行うなど工夫の様子が見られる。しかし、この時期の最大課題となる戦争孤児収容に力点が移っている。また、この時期には、この養育院の補完を民間施設が担っていることが読み取れる。すなわち、養育院の存在と民間施設の存在が、その後の、社会福祉施策や子どもの人権救済に関わる第一歩となっている。そして、1947（昭和22）

年から1950（昭和25）年にかけて、NHK（日本放送協会）が放送した『鐘の鳴る丘』はこの施設に生活する子どもと施設設立者への励ましとなっている。しかし、児童福祉法制定前の戦争孤児収容施設では、藤井常文（2016）が示すように、「東水園」や「武蔵寮」の悲惨な出来事があった。すなわち、処遇上「東京都民生局が積極的な関わりを持ちながら（中略）、都政史は無論のこと、民生局の児童保護史でも施設養護の歴史でも取り上げられなく、かつ、存在そのものが見えなくなった『戦争孤児が狩り込まれ、島流しにされ、施設で人道に反する扱い（傍点は引用者挿入）を受けた事実』の存在」である（藤井常文，2016，p.4）。このことは戦後の混乱期であったことにもよるが、「戦争孤児」収容に関して、官と民の役割分担とその境界が不明確であることに起因して、児童福祉法が目指した権利としての生存権の概念が欠如していた。愛児の家に来た児童の記録によると、公的な施設である養育院であっても、保護した児童に愛児の家に行くように勧めるなど、この時期には、子どもにとっての最善とは何かという責任の所在が曖昧であった。

3) 養育院の責務変更が起こした福祉機能への影響

渋沢栄一の功績が、養育院の基礎を形作ったことは疑う余地のないところであるが、この功績の背景には、明治期から大正期にかけての資本主義の隆盛や富国強兵策を見ることがができる。東京都養育院120年史によると、「日清戦争の前後、東京市中には浮浪少年が暫時目につく程増えてきた」ことが記載されている。また、「昭和12年盧溝橋事件を契機として軍事救護法改定により、軍事扶養法該当者保護のための受託保護を始めたが（中略）、その利用者は必ずしも多くなかった」ことも記載されている。すなわち、養育院は当初の感化事業から戦時体制に組み込まれて行くのであった。この分岐点が1943年（昭和18年）に戦時体制立法として東京市が東京都に変わったことだと言われている。

それでも、養育院では収容者への職業紹介所の運営や外来診療事業の開始等、窮民救済に力を注いでいる。また、戦時下で引揚島民との保護を実施している。しかし、敗戦によるGHQの統治下に養育院規定が変更され、それまでとは違った運営形態に移行する。

庶務規定には、「院長は市長の命を受け」となっていたが「院長は民政局長の命を受け」との変更が記述される。しかし、これは駒崎（2017）が指摘するように、「戦争孤児」収容等の施策はGHQやPHWの関与を指摘するが、行政中枢部には治安維持や廃兵遺家族援護事業の考えが強く残っていた。さらに、東京都養育院史によると、1945（昭和20）年は無断逃亡者より死亡者の数が多く、「死亡者は火葬するにも予算がなく、敷地内に土葬するしかなかった」と書かれている。「狩り込み」は、子どもの基本的人権の侵害として重要な視点であった。同時に、同施設内で行われた死者の埋葬は、混乱の時期ではあったものの死者への尊厳という意味で、本来の養育院が持っていた理念にはほど遠い、社会福祉としての機能を一時的とは言え、停止させている。

4) 生きてきた証として大切にしたい体験の「語り継ぎ」

田宮虎彦編『戦災孤児の記録』（1972）は、孤児となった子どもの安全性確保の場として

設立された萩山学園の記録として出版されたものである。この本には60名の子どもが体験を綴っている。

60名中、半分は学園の中で得た安心と安全な生活を綴っているが、上野駅周辺での路上生活を14名が、狩り込みに関しては8名、狩り込みの後に収容された養育院については6名が記述をしている。その他、収容先の脱走について5名、路上生活（「ルンペン」もしくは「ルンちゃん」と表現している）が9名、東京から沼津までの深夜列車で往復する、いわゆる沼津急行を3名が記述している。この内容は、東京都養育院史では語られない実際の子どもたちの姿が明確に示されている。例えば、小学校5年のIという子どもは「ルンちゃんから」と題して「ぼくは新橋にきて、やみ市のところでうろうろしていたら、いろんな人がいた。おとながぼくのことを『おまえ、スリをしたらろう』といったので『ぼくはしないよ』といいました。（中略）夜ねていたら、三時ころかりこみにあって、かいさつのこわれたところに入れられた。朝になってかいさつの穴からにげて地下鉄線にのって浅草へいった。（中略）そして、かりこみでつかまった。トラックにのって養育院にいった。二日くらいいてともだちとかきねからにげた（傍点は引用者挿入）。（後略）」。

養育院の垣根の様子は「養育院100年史」の図版で分かる。この記述から、当時の養育院生活者は収容と脱走の繰り返しであったことが分かる。田宮は「あとがき」に「この戦争を宿命たらしめた当時に生きていた国民のひとりとして、やはり愚かであった戦争には責任がある」と述べている。当を得た表現だと言える。

養育院の史料を読み解いて行くと、収容孤児たちの実態と同時に養育院の機能も悪戦苦闘していることが分かる。史料では「敗戦後の混乱は、入院の対象者を一変させた。戦災者、罹災孤児等が主流となり、海外引揚者・母子・父子家庭（中略）、さては復員軍人、徴用解除の工具に至るまでが、雪崩をうつように流れ込み、内容もその年齢も逆転した（後略）。」と記して再建の苦悩を綴っている。また、「渋谷院長亡き後の院権限の低下も明確な形で示され（中略）、増大した役割の中で焦燥に駆られた時期であった」（東京都養育院120年史、2012、p.81）とあることから、この時期の方針や方向性は違った側面から推し進められていたことが推測される。すなわち、この歴史的転換期の視座を語り継ぐことは、その背景の解明のみならず、児童福祉、及び、社会福祉の理念として、マイナスに働いた側面をプラスの方向に導く概念の再構成に繋がる。

ここで神島二郎（1961）のムラ理論から転換期の背景を考えてみたい。神島は、明治期から昭和初期にかけて変化する政治体制と、都市に流入する人の動きを民俗学的手法で考察した。例えば、神島は「ムラ化」の原動力と国家主義を「桃太郎主義」とする旧藩閥解体と、カリスマとしての明治天皇の名による新たな軍閥形成で説明をしていて、その流れが、その後の満州事変・太平洋戦争に至る原型を作っていると指摘している。養育院史料から読み取れる役割の変化は、戦時体制下の組織としての窮民保護所から国策遂行の延長上で立法化された軍事救護法による受託保護によるものであったが、第二次世界大戦終了後の戦争孤児収容は、駒崎（2017）が述べるようにすべてがGHQの意向通りではなかったとするならば、戦後の混乱期であったにせよ“民を守る”意識に関して思考停止の状態、もしくは、神島の

述べるムラ意識による行政思考が残っていたと言える。

体験者によって語ることが難しい背景には、犯罪者扱いされる「戦争孤児」や「浮浪児」をめぐる歴史的経過がある。土屋（2014）は、戦後の「戦争孤児」収容による児童福祉を「ブローケン・ホーム」という言葉で、新たな孤児の生活再生を述べた。しかし、この戦後処理過程の思考停止は、「ブローケン・メンタリティ（傍点筆者挿入）」と表現されるべきものであり、そこから窮民救済や児童福祉の思想は芽生えてこないと筆者は考えるのである。

まとめと今後の課題

第二次世界大戦終了から、すでに、76年もの歳月が過ぎて社会構造や人と人の関係性構築もだいぶ変わってしまった。そのため「戦争孤児体験」への関心はそれほど高くない。しかし、世界に目を向けると戦争は絶えることがなく、そこには「戦争孤児」の問題が存在する。筆者は、「戦争孤児」体験に内在する緩衝と呼ばれるものを通して、孤児の処遇という社会的養護の問題をめぐっての課題を追究してきた。そこには「家族にも話せない」複雑・残酷な出来事が含まれる。この体験は、本研究が考える「戦争孤児」当事者にとってつらく、子や孫世代に伝えにくいものである。そのため、ほとんど語りつがれない「親・祖父母」世代の負の遺産でもある。

それゆえに、当事者にとって語り継ぐことが難しいこの戦争孤児処遇の経緯を解明できれば、それは、児童福祉の理念にとって、マイナスの面だけではなく、プラスの芽を垣間見ることができる。そしてこの成果は、私たちができる歴史的事実としての、世代性継承の一事例に繋がると考える。

そのためには、現存する資料の内容・分析を行うとともに、さらに深くそこに内在する課題を明らかにする必要がある。しかし、まだ、体験者の内面にある緩衝となる心理的・社会的側面について十分な解明ができていない。また、児童福祉に関する知見と文献の整合性が十分とは言えないが、過去の遺産を検討することは未来に向けた互惠的社会形成、及び、人権と言う人間としての基本的尊厳の共有について、私たちにその方向性を示すこととなる。そのためにも、私たちは記録を語り継ぐと同時に、何らの責任のない子どもたちの運命を変えざるを得なかった「戦争」について、さらに深く調べて行く必要がある。

参考文献

- 愛児の家史料（2021）。「戦争孤児関係資料集成 第1期 全5巻」浅井春夫・良香織・酒本知美編。不二出版社。
- E. H. Erikson & J. M. Erikson（1997）. *The Life of Cycle Completed Extended Version*, W. W. Norton（エリクソン E. H., エリクソン J. M., 村瀬孝雄・近藤邦夫訳（2001）『ライフサイクル、その完結（増補版）』。みすず書房。
- 藤井常文（2016）. 『戦争孤児と戦後児童保護の歴史 台場、八丈島に「島流し」された子どもたち』。

- 明石書店.
- 藤田恭介 (2013). 「東京都における占領期の児童相談事業及び一時保護事業の変遷」. 帝京科学大学研究紀要 9. pp.133-137.
- 藤田恭介 (2017). 『東京都における児童相談所一時保護の歴史』. 社会評論社.
- 本庄 豊 (2016). 『戦争孤児「駅の子」たちの思い』. 新日本出版社.
- 一番ヶ瀬康子 (1994). 『社会福祉の歴史研究』. 労働旬報社.
- 逸見勝亮 (1994). 「第二次世界大戦後の日本における浮浪児・戦争孤児の歴史」. 日本の教育史学. 37. pp.99-115. 教育史学会.
- 逸見勝亮 (1998). 『学童集団疎開史 子どもたちの戦闘配置』. 大月書店.
- 石井光太 (2017). 『浮浪児－戦争が生んだ子供たち 1945－』. 新潮社.
- 岩永公成 (2002). 「占領期の PHW の児童福祉政策構想－厚生省児童局の設置過程を通して－」. 社会福祉学. 第 42 巻第 2 号.
- 金田茉莉 (2002). 『東京大空襲と戦争孤児－隠蔽された真実を追って－』. 影書房.
- 神島二郎 (1961). 『近代日本の精神構造』. 岩波書店.
- 駒崎 道 (2017). 『GHQ 児童福祉総合政策構想と福祉法』. 明石書店.
- Kotre, J., & Kotre, K. B. (1998). *Intergenerational buffers: "The damage stops here"* In D.P. McAdams & E. de St. Aubin (Eds), *Generativity and adult development: How and why we care for the next generation*. (pp.367-389) American Psychological Association, 750 First Street, NE Washington, DC20002.
- 森下 陽 (1992). 『丘の上の雑草たち』. 福武書店.
- 本木サキ子 (2021). 「戦災孤児の人生を生きて」. 『空襲被害を伝える声』 全国空襲被害者連絡協議会結成 10 周年記念誌. 全国空襲被害者連絡協議会. pp.32.
- McAdams, D. P., & de St. Aubin, E. D. (1992). A theory of generativity and its assessment through self-report, behavioral acts, and narrative themes in autobiography. *Journal of personality and social psychology*, 62 (6), 1003.
- 佐々木剛 (2018). 「学校教育と世代間交流－共生概念としてとらえる ESD・SDGs への取り組み」. 星槎大学紀要『共生科学研究』No.14 pp.56-68.
- 田宮寅彦編『戦災孤児の記録』(1972). シリーズ戦争の証言 2. 田宮寅彦編. 太平出版社.
- 寺脇隆夫 (2005). 「日露戦争時の下士兵卒家族助令の施行状況と軍人家族救護事業への展開 (上)－関係史料に見られる公的救済の『日本的』特徴－」. 総合福祉 2. pp.37-81. 浦和大学総合福祉学部.
- 東京都養育院 80 年史 (1953). 東京都養育院.
- 東京都養育院 100 年史 (1974). 東京都養育院.
- 東京都養育院 120 年史 (1995). 東京都養育院.
- 東京都養育院月報 (『東京市養育院月報 (戦後編)』復刻版) 第 1 巻～第 4 巻 (1946 年～1952 年). 東京都養育院. 不二出版.
- 土屋 敦 (2014). 『はじき出された子どもたち－社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学－』. 勁草書房.
- 山本麗子 (2017). 「トラックで棄てられた、わたし」. 『もしも魔法が使えたら 戦争孤児 11 人の記憶』 星野光世編著. 講談社.